

前橋市監査委員公表第9号

前橋市長から工事監査の結果に対する措置について通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年8月25日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	田 村 盛 好
同	中 林 章
同	小曾根 英 明

# 水道局工事監査結果に係る措置通知書

措置日 令和3年 8月 4日

監 査 結 果 (指摘・要望事項)	指摘事項に対する措置内容及び 要望事項に対する考え方等
<p>【監査対象所属：浄水課】</p> <p>1 適切な施工管理の実施について（要望事項） 二本木浄水場 消毒設備ほか更新工事（施浄第9号）において、令和2年8月7日付けの工事打合せ書で協議を行い、同月17日から同年11月10日の間の現場不稼働を承諾していたが、その期間内である同年10月15日に現場で次亜注入ポンプ他の工事材料検査、警報設定器の動作試験・部品交換の段階確認が、同月29日に現場で残留塩素計の工事材料検査が行われていた。</p> <p>工程計画に変更が生じた際に、その変更内容は建設工事請負契約約款第9条第4項に基づき書面の取り交わしが必要であり、承諾している現場不稼働期間内の現場作業に係る安全管理上の問題もあるため、書面による再協議を行われない。</p>	<p>適切な施工管理の実施については、事前に工事打合せ書で承諾した現場不稼働期間内に現場作業を再開する必要がある場合は、受注者から変更の内容を書面で提出させ、再協議を行う必要があることから、課内で工事担当者研修を実施し、建設工事請負契約に基づく適正な契約の履行を励行するとともに、受注者に対する指導を徹底することとした。</p>